

# 業務指示書

## ラオス国国道9号線橋梁改修計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年2月19日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年2月24日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( ) に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査に参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査に参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：橋梁建設に係るBD/OD/DD/SV

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/橋梁計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：橋梁計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ラオス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁設計】

- 1) 類似業務の経験：橋梁設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ラオス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年2月27日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- (各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)
- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(LAK1 = 0.014

円 , US\$1 = 117.93

円 , EUR1 = 133.23

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/橋梁計画  
橋梁設計

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.47 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年3月10日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約) :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表

ラオス国国道9号線橋梁改修計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/橋梁計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁設計	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 事業の背景

内陸国であるラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）の国道9号線は、インドシナ半島を横断する形でタイ国境のサバナケットからベトナム国境のラオバオを接続し、第二メコン橋を經由する東西経済回廊の一部であり、ラオス国内のみならず ASEAN 全体の社会経済開発にとって重要な国際幹線道路である。これまで、我が国の無償資金協力「国道9号線改修計画（第1、2期）」（1999-2004年）及びADBの「東西交通回廊プロジェクト」により整備が進められてきたほか、現在、交通量の増加や車両の軸重規制の緩和（9.1トンから11.0トンへ変更）に対応するため、無償資金協力「国道九号線（メコン地域東西経済回廊）整備計画」（2012-2015年）が実施されている。また、技術協力プロジェクト「道路維持管理能力強化プロジェクト」（2011-2016年）による道路維持管理も実施している。

国道9号線上の橋梁は1980年代に整備されたものが多く、劣化の問題が顕在化しており、改修の必要性が高まっている。特に本事業が対象とするセクムカーム橋及びセタームアック橋（ともにチェコ・スロバキア共和国（当時）の支援により建設）は、JICAが2010年に実施した「南部地方道路・橋梁改善計画準備調査」において、せん断強度や曲げ強度の不足、鉄筋の破損等の問題が確認されており、早急に架け替えが必要と評価された。このような状況から、公共事業運輸省道路局（Ministry of Public Works and Transport: MoWT, Department of Road: DOR）から当該2橋梁改修の要請がなされた。

本事業のような周辺国への交通アクセスのための道路・橋梁を中心とした運輸インフラ整備は、ラオス政府の第7次社会経済開発計画（National Socio-economic Development Plan: NSEDP）でも重要な位置付けとなっており、ASEAN 経済共同体との連結性の実現及び域内の経済格差是正の効果も期待されている。

### 2. 事業の概要

#### （1）プロジェクト目標

国道9号線の安全かつ安定的な交通が実現する。

#### （2）プロジェクトの成果

国道9号線上のセクムカーム橋及びセタームアック橋が改修される。

#### （3）事業内容

##### 1) 施設（現況）：

- ・セクムカーム（Xe Kum Kam）橋（橋長約90.0m、橋幅約8.6m、3径間、2車線（片側1車線）、鋼桁橋）
- ・セタームアック（Xe Tha Mouak）橋（橋長約159.0m、橋幅約10m、4径間、2車線（片側1車線）、鋼桁橋）

##### 2) コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネント：

本調査にて確認

#### （4）対象地域

サバナケット県

#### (5) 関係官庁・機関

公共事業運輸省道路局 (DOR)

### 3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、ラオスで実施する「国道 9 号線橋梁改修計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務の実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がラオス側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

### 5. 業務の実施方針及び留意事項

#### (1) 現地調査の方法

本業務においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の 2 回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。

#### (2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしている。計画内容の策定にあたっては、業務の過程で随時十分 JICA と協議すること。

なお、特に以下の 2 つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

##### 1) 第一回現地調査派遣前後

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

##### 2) 第二回現地調査（報告書案説明）派遣前後

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

#### (3) 改修方法について

対象2橋梁については、全面的な改修を想定しているが、現橋の横に新たな橋梁を架ける(これに伴いアクセス道路の線形も変更)のか、あるいは橋の横に仮設橋をかけて既存橋を架け替えるのか(施工中は迂回路として仮設橋を設置)については決定していないため、本調査の中で地質や水文、下部構造の損傷状況を確認したうえで、自然条件、社会条件、経済性、道路計画の妥当性等をふまえて適切な改修方法を検討する。

#### (4) 維持管理について

本事業の対象となる2橋が立地しているサバナケット県では、2011年から2016年の予定で技術協力プロジェクト「道路維持管理能力強化プロジェクト」が実施されており、道路・橋梁の維持管理計画立案能力の向上、技術マニュアルの整備、技術者の維持管理能力の向上を図っている。本事業による橋梁改修後の維持管理に関しては、同技術協力プロジェクトの成果を活用することを想定している。

なお、橋梁の維持管理については、1年に1回、県公共事業運輸局(DPWT:Department of Public Works and Transport)によって目視と簡単な打音検査が行われていることが確認されている。

また、維持管理に必要な予算確保に向けて、先方への説明材料となるような情報を収集すること。

#### (5) 過積載について

本事業では橋梁の改修のみが対象であり過積載対策の軸重計等は対象外となっているものの、過積載はラオス国内で深刻な問題となっている。国道9号線については、サバナケット県独自の取り組みとして重量計測を実施しており、8号線や12号線と比較して過積載車両が増加していないとの見方もあるものの、本調査の中で過積載車両の通行の実情及び取締り状況、持続可能性につき確認し、必要に応じてラオス側関係機関に取締り強化等の対応策を求めることを検討すること。

#### (6) 断面構成

国道9号線は、アジアハイウェイの一部を構成していることから、断面構成についてはアジアハイウェイの基準を満たすような必要な幅員構成を確保するよう留意すること。

#### (7) 現橋の損傷原因の分析

対象2橋梁の損傷原因が過積載に起因するのか、交通量の増加に起因するものなのかを本調査の中で分析し、設計に反映させること。

#### (8) 定量的指標の設定

日交通量や重量車両の通過等、本事業により期待される成果を定量的指標として示すことが出来るよう検討する。

#### (9) 「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」について

JICAは、ODAによる公共施設等の建設事業における労働災害及び公衆災害の防止を図るため、安全管理における基本方針及び具体的な安全施工に関する技術指針等を取りまとめた「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」を2014年9月に策定している。

無償資金協力においては、入札図書の中で、本ガイダンスに沿った安全対策プラン及び安全施工プランの作成が施工業者に義務付けられていると共に、それらプランに沿った施設建設工事がなされるようコンサルタントが確認することが求められている。したがって、協力準備調査においても、同ガイダンスの趣旨を踏まえて調査を行い、先方政府の理解の獲得を図るとともに、設計積算等にあたって適切な運用に向けての配慮を行うこと。同ガイダンスのデータ(和文・英文)については、[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/index.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/index.html) から入手すること。

#### (10) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月))上に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ-Bに分類される。

また、社会状況の把握として、対象道路沿線の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料を収集・整理する。

#### (11) ジェンダーへの配慮

対象サイトでの調査・設計を進めるにあたり、女性や子供等社会的弱者への配慮を行うこととする。

#### (12) 設計・積算の実施

本業務において設計・積算を行うにあたっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」(補完編・別冊を含む)(以下、設計・積算マニュアル)に基づく。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料(設計総括表、積算総括表等)の作成を行う。

#### (13) 報告書・提出物等の作成

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」(2014年10月改訂版)(以下、無償報告書ガイドライン)を参照することとする。

### 6. 業務の内容

#### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成し、JICA ラオス事務所を通じ、先方政府関係者に配布する。

#### (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA からの参加団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、

便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。また、事前に送付した質問票を回収し、内容を分析する。

### (3) 事業の背景・経緯の確認

- 1) ラオスにおける道路・橋梁分野における上位計画の有無とその内容を確認し、本事業の位置づけ及び意義をレビューする。
- 2) ラオス国内、特にサバナケット県における道路状況、交通状況の現状と課題をレビューし、本事業の重要性・必要性を確認する。
- 3) 本事業に係る他ドナー、国際機関、民間企業の最新動向を確認する。

### (4) 事業の実施・維持管理体制の確認

事業実施機関である MoWT 及び対象地域の DPWT の組織・権限・人員構成や最近 3~5 年間の予算状況、技術水準等をレビューし、本事業の実施機関として、また、その後の維持管理に向けて、体制に問題がないか確認する。

### (5) 既存橋梁の健全性調査及び損傷原因

本事業の対象 2 橋梁の健全度調査及び損傷原因を究明し、新橋設計に反映する。また、現橋の処理方法についてもあわせて検討すること。

### (6) サイト状況（自然条件など）調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、対象橋梁建設予定サイトにおいて、以下に示す自然条件調査を行う。

- 1) 気象調査
- 2) 地形測量
- 3) 地質調査
- 4) 水文調査

なお、具体的な細目については自然条件調査仕様書（案）（別紙参照）によりつつ、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上述項目以外に必要なだと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。必要に応じて現地再委託も可とするが、別見積にて提案すること。

### (7) 社会状況調査

2 橋梁改修による裨益効果を検討するため、以下の項目を調査する。なお、必要に応じて現地再委託も可とする。他にも想定可能な効果的指標とそのために必要な調査項目があれば、プロポーザルで提案すること。

- 1) 対象サイト周辺、住民の住環境の概況、社会インフラ施設（病院、教育施設等）の分布、アクセス状況
- 2) 現状における対象サイト周辺の渡河状況の詳細
- 3) 橋梁建設に係る広域ネットワークの観点からの便益

### (8) 将来交通量推定

橋梁の設計条件及び事業の効果を確認するために、本体完工後 3 年目の国道 9 号線の将来交通量を推定、さらに本体完工後 3 年目以降の将来的な交通需要予測もあ



わせて行う。また、将来交通量推定及び交通需要予測にあたっては車種別に交通量を推定し、取付部構造の設計に反映させるものとする。

#### (9) 事業内容の計画策定

調査結果及び JICA との協議を踏まえ、事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### 1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、交通安全、現地建設事情、施工後の運営及び維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、ラオスの最新の技術基準を確認する。また、既に完工した国道 9 号線全線にあわせた設計基準を設定する。なお、国道 9 号線はアジアハイウェイの一部として位置付けられていることから、アジアハイウェイの設計基準を満たすようにする。

##### 2) 基本計画（道路および橋梁の基本的仕様）

上記の協力内容を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。留意点は以下の通り。

- ① 架橋位置に関しては、自然条件調査等を基に複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。
- ② 橋梁の形式に関しては、建設、運営、維持管理に係るコストだけでなく、施工性や維持管理のし易さ等を勘案し、複数の代替案を設定した上で最適案を提示する。
- ③ 取り付け道路の形式についても十分に検討し、本事業の事業範囲を明確にする。
- ④ 護岸改修や排水施設等の道路付属物の設置必要性についても検討し、要すれば計画内容に反映する。

##### 3) 概略設計図（路線図、平面図、縦断図、横断図、橋梁一般図、舗装構造図、主要構造物計画図等）

##### 4) 施工計画

施工計画には以下の内容を含めることとする。なお、雨期の出水、低水期を考慮するとともに、施工実施に必要な各種手続き（工事許可、交通規制等）及び具体的な工程等を確認し、必要に応じて、先方による手続きの実施をフォローする。

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程
- ・ 施工期間中の一般車両・歩行者の通行を確保した施工・仮設計画

#### (10) 調達事情調査



- 1) 労務状況、労務関連法規を確認し、施工計画に反映させる。
- 2) 現地のサブコントラクターの施工能力・技術力・要員・建設機械の保有状況を確認する。
- 3) 資材／建設機械の調達先（現地調達・第三国調達・本邦調達）、調達方法、調達期間、調達価格、輸送費等について調査する。
- 4) 資機材の輸送経路、荷揚げ港における関税手続き、輸送梱包費等について調査する。
- 5) 事業対象区間の近傍で入手可能な建設資材（鉄筋、セメント、砕石等）についての品質確認（必要に応じ材料試験を実施）及び価格調査も実施する。

#### (11) 相手国側負担事項の概要

相手国側負担事項（用地確保、ユーティリティ移設、各種建設許可の取得等）及び無償資金協力として事業を実施する際のラオス政府の免税措置や予算措置を整理する。また、相手国側負担事項（用地取得、各種建設許可の取得等）については、予算、人員、技術力、工程を含め、実施可能であることを確認した上で、相手国側負担事項各項目を誰が、いつまでに実施する必要があるのか明記された「To Do リスト」を作成する。

#### (12) 過積載対応策

過積載車両の通行の実情及び取締り状況、持続可能性につき確認し、必要に応じてラオス側関係機関に取締り強化等の対応策及び提言を取り纏める。

#### (13) 環境社会配慮調査

- 1) JICA 環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。
- 2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
  - ①ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
  - ②相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
    - ア 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
    - イ JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
    - ウ 関係機関の役割
  - ③スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
  - ④影響の予測
  - ⑤影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
  - ⑥緩和策(回避・最小化・代償)の検討
  - ⑦環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
  - ⑧予算、財源、実施体制の明確化

⑨ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

(14) 簡易住民移転計画案の策定(本調査の中で必要と判明した場合)

JICA 環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下1)～12)のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

- 1) 用地取得・住民移転の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源
- 11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 12) 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

(15) 運営維持管理計画の検討

本事業の実施機関は DOR であるが、年 1 回の維持管理については DPWT が所掌している。本調査の中で、DPWT の人員配置計画、予算措置、道路の維持管理に関する技術的能力、財務状況等を確認したうえで、運営維持管理計画を検討する。

検討にあたっては、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理すること。特に、継続的・即応的な応急対策処置及び排水機能の確保のための維持・清掃業務の担保に留意すること。また、ラオス全体の財政状況、道路関係予算配分状況、実施機関の人員・技術的能力も併せて調査し、適切な維持管理が行えることを確認し、要すれば支援策についても検討する。

(16) ソフトコンポーネントの検討

施工監理、橋梁維持管理手法に関する技術指導等のソフトコンポーネントについて本調査の中で検討すること。

(17) 概略事業費の積算

事業の概略事業費、及び事業の維持管理費の概略事業費を積算する。  
積算に当たっては、「設計・積算マニュアル」に準拠して積算総括表を作成し、

JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2014年10月）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

- ① 実施時期
- ② 事業費（総事業費及び内訳）
- ③ 概略の仕様
- ④ 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）
- ⑤ 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- ⑥ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(18) 事業実施に当たっての留意事項の整理

円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(19) 事業の評価

事業の評価を DAC 評価 5 項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、事業完成後約 3 年をめぐとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、i) 日交通量、ii) 重量車両の通過を想定しているが、他に定量的効果について提案があればプロポーザルにて記述するとともに、効果の測定にあたりベースラインの調査が必要となる場合には、同じくプロポーザルに、その所要概算額も含めて提案する。ただし、定量的指標は、JICA との協議の上、決定した上で調査の可否を判断するため、現時点において、本調査の見積もりへの反映や、同調査を想定した要員配置は行わないこと。

(20) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(21) 準備調査報告書（案）の説明・協議

準備調査報告書（案）をラオス政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備など、相手国側による事業の技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

## (22) 準備調査報告書等の作成

ラオス政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書等の成果品を作成する。

## 7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、本契約にかかる最終成果品は（7）～（8）とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

成果品	提出時期	部数
(1) 業務計画書	2015年4月上旬	和文3部
(2) インセプション・レポート	2015年4月中旬	英文15部
(3) 現地調査結果概要	2015年6月下旬	和文10部
(4) 準備調査報告書（案） （※機材仕様書（案）含む）	2015年9月下旬	英文15部 和文10部
(5) 概略事業費（無償）積算内訳書 （※事業費ドナー比較資料含む）	2015年9月下旬	和文2部
(6) 概要資料	2015年10月上旬	和文1部及びCD-R1枚
(7) 準備調査報告書	2016年1月中旬	和文（製本版）10部及び CD-R1枚 英文（製本版）15部及び CD-R3枚 和文（簡易製本版）2部 及びCD-R1枚
(8) デジタル画像集	2016年1月中旬	CD-R2枚 （デジタル画像40枚程度）

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2014年10月改訂版）」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 工程計画

2015年4月上旬より第一回現地調査を行い、同年10月上旬に第二回現地調査を実施することを予定している。第二回現地調査後、2016年1月中旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

約16M/M(通訳を除く)

##### (2) 業務従事者の構成（案）

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア) 業務主任/橋梁計画(2号)

イ) 橋梁設計(3号)

ウ) 道路設計/交通計画

エ) 社会状況調査

オ) 自然条件調査

カ) 環境社会配慮

キ) 施工計画/調達事情/積算

##### (3) 通訳

本調査には通訳(ラオス語)の配置を可とする。現地での通訳備上を原則とし、必要経費を見積書に記載すること。

#### 3. 参考資料

##### (1) 配布資料

下記資料を配布する。

- ・ラオス国 道路維持管理能力強化プロジェクト プロジェクト業務進捗報告書(その2)(英文含む)
- ・要請書
- ・カテゴリ B 案件報告書執筆要領

##### (2) 閲覧資料

以下の資料について、JICA 図書館ホームページ(<http://libopac.jica.go.jp/>)より閲覧可能。

- ・ラオス国 南部地方道路・橋梁改善計画準備調査 ファイナルレポート
- ・Preparatory study for improvement of roads and bridges in the southern region in Lao PDR : final report
- ・ラオス国 国道9号線(東西経済回廊)改善計画準備調査報告書
- ・Preparatory survey on the project for improvement of National Road No. 9 as east-west economic corridor in the Lao People's Democratic Republic :

report

- ・ラオス国 南部地域道路改善計画調査ファイナルレポート 要約編
- ・ラオス人民民主共和国 第二次国道9号線改修計画基本設計調査報告書
- ・ラオス人民民主共和国 国道9号線改修計画基本設計調査報告書

#### 4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）

##### (1) 第一回現地調査(2015年4月中旬～下旬を予定)

- 1) 団員構成：総括（JICA）  
協力企画（JICA）

- 2) 調査行程：約10日間

- 3) 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

##### (2) 第二回現地調査（報告書案説明）

- 1) 団員構成：総括（JICA）  
協力企画（JICA）

- 2) 調査行程：約6日間

- 3) 目的：

準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

#### 6. 機材

本調査では、コンサルタントが調達する機材は特に想定していない。

#### 7. 現地再委託

社会条件調査及び自然条件調査については、現地再委託による業務を認めることとする。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2012年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

#### 8. 見積もりの分離

自然条件調査（別紙1参照のこと）に係る直接経費については、現時点で作業の詳細や業務量が明確に出来ず、正確な見積もりを行うことが困難であるため、見積価格を分けて提示すること。

#### 9. その他留意事項

##### (1) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施

を妨げない。

## (2) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

## (3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等については同事務所及び支所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

ラオス国国道9号線橋梁改修計画準備調査にかかる  
自然条件調査仕様書案

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行ううえで必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容と案件の性質に鑑み適宜取捨選択の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境ガイドラインと齟齬がないように留意する。

2. 調査項目

(1) 地形測量

調査目的：対象橋梁の計画、設計及び施工計画に必要な地形の情報を把握する。  
調査内容：平板測量、水準測量、縦断/横断測量、基準点測量等。

(2) 地質調査

調査目的：対象橋梁の計画、設計及び施工計画に必要な地質状況等を把握する。  
調査内容：地表調査、ボーリング、標準貫入試験、土質試験等

(3) 気象調査

調査目的：対象橋梁の計画、設計及び施工計画に必要な気象条件を把握する。  
調査内容：天候、気温、湿度、風向、風速、降水量、災害発生履歴調査等。

(4) 水文調査

調査目的：対象橋梁の計画、設計及び施工計画に必要な水理・水文状況を把握する。  
調査位置：本計画対象地域周辺  
調査内容：河川水位、河床高、既往出水、流量、流速、河道調査等。

以上



ラオス国国道9号線橋梁改修計画  
対象橋梁位置



